

建設工事における一抜け方式による入札について（お知らせ）

令和3年3月26日
広島県

1 趣旨

入札の不調・不落を防止し工事の円滑な執行を図るため、対象工事を次のとおり拡大する。

2 対象工事の指定

対象工事は、次の各号に掲げるすべての要件に該当する複数の案件を発注機関が指定し、入札公告又は指名通知時に「一抜け方式の対象工事」であることを明示し別記を添付する。

改正後	現 行
(1) 同一の発注機関の案件であること。 (2) 同一日に入札公告又は指名通知を行い、かつ同一日に開札する案件であること。	(1) 同一の発注機関の案件であること。 (2) 同一日に入札公告又は指名通知を行い、かつ同一日に開札する案件であること。
(3) 工事の種類（入札参加資格の認定業種）が同一の案件であること。	(3) 落札者の決定方法が総合評価落札方式によらない価格競争方式の案件であること。
(4) 主任（監理）技術者の配置（専任の要否は問わない）に重複する期間がある案件であること。	(4) 工事の種類（入札参加資格の認定業種）が同一の案件であること。
(5) 緊急に施工する必要がある工事の案件であること。	(5) 主任（監理）技術者の配置（専任の要否は問わない）に重複する期間がある案件であること。
	(6) 緊急に施工する必要がある災害復旧工事、維持修繕工事、防災関連工事等の案件であること。

3 適用期間

令和3年4月1日以降に指名・公告する発注機関指定工事から適用します。

問合せ先：土木建築局建設産業課
電話：082-513-3821（ダイヤルイン）